

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会弔慰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役職員等の弔慰に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程に定める役職員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本会の役員・評議員
- (2) 委員会委員
- (3) 常勤の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

(弔慰範囲)

第 3 条 この規程の適用は、下記の範囲とし、別表のとおり行うものとする。

- (1) 弔事 ①本人が死亡したとき。
②本人の配偶者・父母及び子が死亡したとき。
- (2) 見舞 本人が傷病・疾病により 15 日以上入院したとき。

(その他)

第 4 条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

	弔慰金（香料）等	見舞金
役員・評議員	20,000 円 弔電	10,000 円
委員会委員	10,000 円 弔電	10,000 円
職員	10,000 円 弔電	10,000 円
本人の配偶者・父母及び子	10,000 円	—